



伊勢市内で引越された方へ
転居届

異動した日の翌日から数えて14日以内に届出してください

※戸籍住民課、各総合支所（生活福祉課）、各支所で手続きができます

＜届出に必要なもの＞

- ◆窓口に来られる方の「本人確認書類」
（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード〔個人番号カード〕、住民基本台帳カード、健康保険証など）
- ◆代理人が届出する場合、原則「委任状」
（同一世帯の方、同一世帯の複数の方が異動する時は世帯主の印鑑〔認印〕）
- ◆お持ちの方は「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード（顔写真つきのみ）」
- ◆外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

令和2年5月25日から、「通知カード」の交付、再交付、記載の変更ができなくなりました。詳しくは戸籍住民課へお尋ねください。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
国民健康保険	国民健康保険に加入している方	新しい国民健康保険被保険者証の交付申請	・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・マイナンバーカード（個人番号カード）など ・来庁する方の身分証明書	□	□	医療保険課 東館 1F 7番窓口 0596-21-5646	○	○
	→70歳から74歳までの方	新しい高齢受給者証の交付申請	・高齢受給者証 ・印鑑 ・マイナンバーカード（個人番号カード）など ・来庁する方の身分証明書	□	□		○	○
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・印鑑 ・マイナンバーカード（個人番号カード）など ・来庁する方の身分証明書など	□	□		○	○
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度に加入している方	後日新しい被保険者証をお送りしますので手続きは不要です		□	□	医療保険課 東館 1F 7番窓口 0596-21-5552	○	○
	→各種認定証をお持ちの方	後日新しい認定証をお送りしますので手続きは不要です		□	□		○	○
福祉医療制度	こども医療費助成制度 ※案内重複	受給資格等変更届	・受給資格証	□	□	医療保険課 東館 1F 7番窓口 0596-21-5554	○	○
	一人親家庭等医療費助成制度 ※案内重複		※後期高齢者医療制度にご加入中の方は、受給資格証はありません	□	□		○	-
	障害者医療費助成制度 ※案内重複		・印鑑（来庁者）	□	□		○	○

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。
◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。



伊勢市役所

所在地 〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7-29
ホームページ <https://www.city.ise.mie.jp>
開庁時間 8:30~17:15
(土曜・日曜・祝休日、年末年始を除く)
※月曜日は一部窓口を19:00まで開庁しています。



区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
住所・戸籍	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になりますので手続きは不要です	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課 本館 1F 1 番窓口 0596-21-5547	—	—
	マイナンバーカード (個人番号カード) 住民基本台帳カード をお持ちの方	住所変更の届出	・マイナンバーカード (個人番号カード) ・住民基本台帳カード ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	△一部可
年金	受給している方	年金受給権者住所変更届 ※マイナンバー(個人番号)が「未収録」の方のみ	・印鑑 ・国民年金証書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	○	○
介護	介護保険被保険者証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証等の住所変更 (証の再交付を希望の方のみ)	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険課 東館 1F 10 番窓口 0596-21-5647	○	○
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はマイナンバー(個人番号)を確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障がい福祉課 東館 1F 8 番窓口 0596-21-5558	○	—
	障がいの手当を受けていた方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当	住所変更	・印鑑	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	—
	障害者医療費助成制度 ※案内重複	受給資格等変更届	・障害者医療費受給資格証 ※後期高齢者医療制度にご加入中の方は、受給資格証はありません ・印鑑(来庁者)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	○	○
水道・下水道	水道・下水道の使用を開始・中止する方 ※下水道のみ使用の方(井戸水等)も手続きが必要	使用開始・中止の届出 ※ご希望の2~3日前までに申込みをしてください。電話による受付も可能です。下水道のみ使用の方は書類の提出が必要です。	※開栓手数料は、水道料金の初回請求時に合わせて請求されます。(下水道のみ使用の方は、開栓手数料はいただきません。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部 料金課 (上下水道窓口) 本館 1F 6 番窓口 0596-42-1501	二見のみ ○	—

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。
◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口				
						担当課	総合支所	支所		
子ども	小・中学校の通学区域が変わる方	転校手続き ※転居手続きの際、受取るもの ・除籍通知書 →通学していた学校へ提出 ・入学通知書 →指定された学校へ提出	※通学していた学校で発行される下記の書類を、指定された学校へ提出してください ・在学証明書 ・転学児童(生徒)教科用図書給与証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 学校教育課 (小俣総合支所 2F) 0596-22-7879	小俣のみ ○	—		
	小・中学校に通学しているお子さんがいる方	住所変更 ※通学している学校へ連絡してください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通学している 小中学校	—	—		
	幼稚園(公立)に入園しているお子さんがいる方	支給認定証の住所変更	・支給認定証 ・保護者および児童のマイナンバー(個人番号)が分かるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 教育総務課 (小俣総合支所 2F) 0596-22-7875	小俣のみ ○	—		
	保育所・認定こども園に入所しているお子さんがいる方	支給認定証の住所変更	・支給認定証 ・保護者および児童のマイナンバー(個人番号)が分かるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育課 東館 2F 12 番窓口 0596-21-5579	—	—		
	こども医療費助成制度を受けている方 (0歳~中学生) ※案内重複	受給資格等変更届	・こども医療費受給資格証 ・印鑑(来庁者)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	○	○		
	児童手当	受給している方	※手続きは不要 ※公務員の方は勤務先へ確認してください	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 12 番窓口 0596-21-5561	—	—	
		受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要 ※公務員の方は勤務先へ申請してください	・印鑑(受給者) ・別居となる児童のマイナンバー(個人番号) ・委任状(代理人が申請の場合) ・来庁する方の身分証明書(免許証・パスポート等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○	○	
	ひとり親家庭等に該当している方	※世帯構成に変更がある場合は、別に手続きが必要になる場合があります。								
		児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書の住所変更 ※支給停止関係届も必要な場合あり	・児童扶養手当証書 ・印鑑 ・同居する(しなくなる)扶養義務者のマイナンバー(個人番号)が分かるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 12 番窓口 0596-21-5713	○	—	
		一人親家庭等医療費助成制度を受けている方 ※案内重複	受給資格等変更届	・一人親家庭等医療費受給資格証 ・印鑑(来庁者)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	○	—	
	特別児童扶養手当を受給している方	住所変更	・特別児童扶養手当受給者証 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障がい福祉課 東館 1F 8 番窓口 0596-21-5558	○	—		